

(3) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として17名を認定し、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者875名(2020(令和2)年7月現在)に関し情報収集や捜索・調査を継続しています。

国は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006(平成18)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律^{*92}」を施行し、拉致問題解決に向けての国及び地方公共団体の責務等を定めるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。

拉致問題の解決は、我が国の喫緊の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題全般への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、本市においてもこの問題についての関心と認識を深めていく取組を推進します。

用語解説

***92 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律**

北朝鮮当局による拉致を始めとする人権侵害問題の解決について政府及び地方公共団体の責務を明記した法律。2006(平成18)年6月16日議員立法により成立し、同月23日公布・施行された。「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の実施、年次報告の提出及び公表、国際連携の強化、人権侵害状況が改善されない場合における抑止のために特定船舶入港禁止法や外国為替及び外国貿易法に規定された必要な措置等を講ずること等が定められている。また、政府に対して北朝鮮当局の人権侵害状況の改善に資するように政策決定するとともに、諸外国や国際機関等に対しても働きかけを行うように定めている。